

「危険物講習会資料」（令和8年度版）広告掲載マニュアル

1 趣旨

このマニュアルは、「危険物講習会資料」（令和8年度版）への広告掲載の募集について、名古屋市広告掲載要綱（以下「市要綱」という。）、名古屋市広告掲載基準（以下「市基準」という。）、消防局広告掲載要項（以下「局要項」という。）及び消防局広告募集事務処理要領（以下「局要領」という。）に定める事項の他、必要な事項を定めるものとする。

2 広告媒体

(1) 名称

「危険物講習会資料」

(2) 内容

「危険物講習会資料」は、危険物施設保有事業者に危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を行うため、昨今の危険物規制の改正概要及び事故防止に係る情報提供等を掲載した資料である。

(3) 規格

A4判、32ページ（表裏ページ含む）

（「危険物講習会資料」（令和7年度版）参考）

(4) 発行予定部数

2,000冊（令和8年度予算額より算出）

※発行部数は決定次第、広告主に通知する。

(5) 発行時期

令和8年5月（予定）

(6) 掲載期間

令和8年度版の「危険物講習会資料」を発行してから令和9年度版「危険物講習会資料」を発行するまで（概ね1年間）

(7) 配付方法等

毎年6月の第2週に行われている危険物安全週間に合わせて名古屋市内の危険物施設保有事業者に消防署を通じて配付

3 募集する広告枠等

(1) 掲載位置

冊子の裏表紙 上・中・下段

(2) 広告枠の寸法

天地90mm、左右180mmとする。

- (3) 募集広告枠数
最大3枠
- (4) 広告掲載料
26,000円（税込み）以上／枠
- (5) その他

色数は4色とする。

広告欄に、申込者の連絡先（所在地、電話番号等）を記載すること。

また、広告の欄外には、広告である旨及び「上記広告は、名古屋市が推奨するものではありません。広告内容に関する質問は、広告に掲載された連絡先にお問い合わせください。」と表示するものとする。

4 広告の範囲

局要項第3に該当するものは掲載しない。

5 申込方法

広告掲載を希望する者は、局要領に定める「広告掲載申込書」（第1号様式）に、掲載を希望する広告デザインを添えて、下の【申込先】まで持参、郵送又は電子メールにて申し込みを行うものとする。

なお、郵送又は電子メールにより送付する場合は、確認のため、事前又は事後に下の【申込先】まで電話により連絡すること。

【申込先】

(住所) 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
(担当部署) 名古屋市消防局予防部規制課
(電話番号) 052-972-3549
(メールアドレス) 00kikenbutsu@fd.city.nagoya.lg.jp

【申込締切】

令和8年2月27日（金）正午まで
(郵送の場合は令和8年2月26日（木）必着)

6 広告の選定方法及び掲載手続き

- (1) 申込者が複数の場合は、広告掲載料の額の多寡により、広告掲載者を決定する。ただし、提示金額が同額の場合は抽選により決定する。
- (2) 広告掲載者の決定後、申込者全員に局要領に定める「広告掲載申込結果通知書」（第5号様式）を送付する。
- (3) 広告掲載者は、原稿提出期限（令和8年3月6日（金））までに、消防局予防部規制課まで完全データを提出しなければならない。

- (4) 提出された広告原稿について、消防局において内容を審査し、掲載の可否を決定する。
- (5) 前項の審査を行うにあたり、愛知県警察本部に対し、当該広告に掲載される企業等が「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除措置対象法人等であるか否かの照会を行うことがある。

7 その他

- (1) 広告掲載の決定後、広告の内容、デザイン（以下「広告の内容等」という。）が、本マニュアル、市要綱、市基準、局要項及び局要領が守られていないと認められる場合は、期限を定めて広告の内容等の改善を求める。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、局要領に定める「広告掲載取止通知書」（第6号様式）を送付し、広告の掲載を取り止めることがある。
 - ア 指定した期日までに広告掲載料が納付されない場合
 - イ 指定した期日までに広告の原稿が提出されない場合
 - ウ その他名古屋市が不適当であると認める場合
- (3) 広告掲載者は、広告掲載の取り下げを希望する場合には、名古屋市消防局長あてに局要領に定める「広告掲載取下申請書」（第7号様式）を速やかに提出するものとする。この場合、広告料は、原則、返還しない。
- (4) その他、広告掲載に関しては、本市職員の指示に従うこと。